

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	和文：「ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業」 英文：Promotion of Employment and Schooling for Persons with Disabilities in Yangon
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：2013年2月12日 ・ 事業期間：2013年3月1日～2014年2月28日 ・ 延長事業期間：0ヶ月
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	・ 供与限度額：42,917,995円 ・ 総支出（供与限度額上限）：42,917,995円、利息：0円
(4) 団体名・連絡先、事 業担当者名	(ア) 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会 (イ) 電話：03-5423-4511 (ウ) F A X：03-5423-4450 (エ) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp (オ) 事業担当者名：山本 祐一郎、向井 郷美
(5) 事業変更の有無	事業変更の有無：無

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>上位目標：職業訓練校の教育環境の改善とコースの強化、地域における就労・就学促進活動を通して、障がい者が就労と就学の機会を得て、地域社会の一員として積極的に地域社会づくりに貢献する。</p> <p>職業訓練校においては、市場のニーズに合った職業技術の指導等の結果、2013年度1学期～3学期の卒業生の就職率が80%となり、事業前の71%から着実に伸びている。地域活動においては、ダラ地区、シュエピター地区で新たに6つの障がい当事者自助団体（以下、自助団体）を設立し、計174名の自助団体メンバーが障がい者の就労や就学の促進に取り組んだ。また、障がい児の就学促進活動を通して、141名の障がい児ならびに学齢期を過ぎた障がい者が教育を受ける機会を得た。今後、職業訓練校の卒業生や自助団体、自助団体の代表から成る就労・就学促進委員会（以下、委員会）を中心として、障がい者の就労や就学を取り巻く環境がさらに整えられ、障がい者の社会参加が促進されていくことが期待される。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) <u>より多様な障がい者への職業訓練の提供 (1-3期)</u></p> <p>(a) <u>職業訓練コースと店舗経営コースの充実 (2期)</u></p> <p>職業訓練校では、1学期（2013年1月～4月）、2学期（2013年5月～8月）、3学期（2013年9月～12月）を通して12の州/地域より訓練生を受け入れ、理容美容コース46名、洋裁コース45名、コンピューターコース36名の計127名が就労に必要な技術を習得し、卒業した。2014年度1学期（2014年1月～4月）では、理容美容コース15名、洋裁コース15名、コンピューターコース9名の計39名を受け入れている。</p> <p>本事業第2期においては、訓練生へ市場のニーズに合った職業訓練を提供するため、需要が高くなってきている技術や収入増加を見込める技術を教員が調査し、該当する技術について外部講師による講習を受け指導技術を身に付けた。理容美容コースでは教員および店舗経営コーススタッフ5名がデジタルパーマやマニキュア等の講習、洋裁コースでは教員および店舗経営コーススタッフ7名がミシン修理等の講習、コンピューターコースでは教員3名がマルチメディアとハードウェア管理の講習を受講した。（添付書類⑥参照）これら新たな技術を2013年度2学期より順次カリキュラムに導入した。</p> <p>また、聴覚障がい者の受け入れ体制強化のため、各コースの教員10名が手話を学んだ。同時に、授業風景を手話入りで撮影した聴覚障がい者のための手話通訳付きビデオ教材も作成し、2013年度3学期より各コースで使用を開始した。同教材は繰り返し見ることが可能であるため、基礎学力が十分でなかったり、技術習得に遅れのある訓練生へ対しても広く活用している。</p> <p>職業訓練校の卒業生を対象とした「店舗経営コース」においては、理容美容部門では固定の指導教員を置いていなかったため、教員1名を増員配置した。その結果、訓練生へ幅広い技術を提供できるようになり、同コースが運営する店舗を訪れる顧客も増加した。また、2013年度1学期～3学期を通し、理容美容部門では9名、洋裁部門</p>

では6名が修了し、さらに本期間中に新設した洋裁上級者コースでは9名が修了した。コンピュータ部門においても、2014年度1学期より新設した上級者コースで現在2名が受講している。

(イ) 自助団体による就労・就学促進活動、啓発活動(1-3期)

(a) 自助団体設立とワークショップ(第2期設立自助団体)(2期)

ダラ地区において3つ、シュエピター地区において3つの計6つの自助団体を設立し、新たに73名の障がい者やその家族、地域住民が加わった。自助団体の設立にあたっては、当会がまず地域に住む障がい者の調査を行い、障がい者を含めた近隣の地域住民を対象に、障がい者の地域参加に関する啓発ワークショップを実施した。その後、対象者の中から自助団体参加希望者を募り、団体を設立した。自助団体には身体障がい、知的障がい、聴覚障がい等様々な障がいのある男女のメンバーが含まれ、年齢層も幅広い。これらの自助団体に対し、自助団体の創設と育成、運営力強化、財務管理に関するワークショップを実施した。(添付書類⑤参照)ワークショップには第1期に設立した自助団体のメンバーも加わって自らの経験を共有し、助言を与えた。

(b) 就労支援活動の実践と自主運営(第1期設立自助団体対象)(2期)

第1期に設立したダラ地区、シュエピター地区の2つの委員会と傘下の8つの自助団体に対しては、次期事業となる第3期終了後も委員会や自助団体が主体的に活動できるよう、毎月の定例会合での活動の企画や、ワークショップやイベントへの積極的な参加を促した。第1期に自助団体が開業した理容美容店2店舗、洋裁店2店舗、タイピング・印刷店2店舗においては当会職員が定期的にモニタリングを続け、運営状況を確認した。問題が生じた場合には委員会も交え、自らで問題解決策を探るよう働きかけた。洋裁店2店舗のうち1店舗は、第2期で設立した自助団体の1つが運営を引き継ぐ予定であり、現在準備を行っている。

(c) 自助団体を主体とした地域のバリアフリー環境づくり(2-3期)

シュエピター地区の居住地における道路舗装工事が2013年5月14日に着工し、全長約240メートルの舗装道路が2013年6月14日に完成した。工事終了後も当会職員が道路の維持管理状況を定期的に確認した。舗装された道路は、自助団体メンバーや近隣の住民で構成される委員会が中心となって、定期的に清掃を行っている。

(ウ) 学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり(1-3期)

(a) 学齢期障がい児童支援(1-3期)

より多くの障がい児や学齢期を過ぎた障がい者が教育を受けられるよう、当会職員と委員会メンバーが障がい児や障がい者のいる141世帯を定期的に訪問し、教育の重要性や学校で問題が生じた際の解決策について話し合いを重ねた。障がいの程度や年齢に応じ、ノンフォーマル教育機関への紹介も実施した。また、障がい児が通う学校も定期的に訪問し、問題が生じている場合には適宜助言を与えた。授業についていけない障がい児や、重度の障がいのため通学

	<p>を諦めざるを得ない障がい児、学齢期を過ぎた障がい者 52 名に対しては、当会の教育専門職員が週 2 回（1～2 時間/回）の個人補習やグループ補習を実施した。特に知的障がい児への指導に関しては、当会のカウンターパートである社会福祉・救済復興省社会福祉局が管轄する養護学校や現地の障がい児支援団体と情報交換を行いながら、効果的な指導法を取り入れた。</p> <p><u>(b) 学校におけるバリアフリー環境整備（2-3 期）</u></p> <p>ダラ地区、シュエピター地区の小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校において実施した車椅子対応トイレとスロープの設置、および校内の舗装工事が 2013 年 5 月 14 日に着工し、2013 年 6 月 14 日に完了した。工事後は当会職員が定期的にモニタリングを行い、トイレの使用状況や管理状況を確認した。</p> <p><u>(エ) 啓発活動：地域における障がい者理解の促進（1-3 期）</u></p> <p><u>(a) 啓発資料の作成（2 期）</u></p> <p>障がいに対する理解を深めるため、啓発冊子 2,700 冊、CD100 枚、ポスター 1,000 枚を作成し、職業訓練校の訓練生や自助団体メンバー、地域住民、地方行政機関や関連団体へ配付した。</p> <p><u>(b) ワークショップ/イベントの開催（1-3 期）</u></p> <p>ダラ地区、シュエピター地区の各地区において地方行政担当者や村長を対象とした障がい啓発ワークショップ（1 日×2 回）、学校関係者や障がい児の家族等を対象とした統合教育に関するワークショップ（2 日×2 回）、また、国際障がい者の日（12 月 3 日）を祝うイベント（1 日×2 回）を実施し、地域において障がい者への理解を促進した。（添付書類⑤参照）</p>
(3) 達成された成果	<p><u>(ア) より多様な障がい者への職業訓練の提供</u></p> <p>職業訓練校では市場のニーズに合った新たな職業技術をカリキュラムに取り入れた結果、本事業期間中に卒業した訓練生 127 名の就労率は理容美容コースで 95%、洋裁コースで 90%、コンピューターコースで 42%となり、事業開始前のそれぞれ 87%、75%、22%に比べ着実に上昇している。ニーズに合った職業技術の習得は卒業生の就労に結びつくだけでなく、客数の増加等により収入向上にも繋がっている。また、聴覚障がい者のための教材の導入を開始した 2013 年度 3 学期には 4 名の聴覚障がい者を受け入れ、そのうち 1 名は既に就労の機会を得た。さらに、最新の技術を学ぶ上級者コースや、長期実習を通して顧客対応を学ぶ店舗経営コースを修了した全 24 名の月収はコース受講前に比べ平均で 2.6 倍に上昇した。</p> <p>職業訓練校では全寮制を通じた生活が訓練生の社会性の向上にも寄与しており、卒業後地元の障がい者支援団体や自助団体に加わったり、ボランティア活動を始める卒業生も多い。</p> <p><u>(イ) 自助団体による就労・就学促進活動、啓発活動</u></p> <p>第 1 期で設立した自助団体と本事業で設立した自助団体のメンバー計 174 名が障がい者の地域参加促進に取り組んだ。メンバーは毎月の定例会合での協議や当会が実施したワークショップやイベントへの参加を通して当事者意識を高めてきている。また、障がい者の</p>

	<p>自立や相互扶助、地域住民へ対する障がい啓発促進のための活動を積極的に行っている。自助団体が運営する小規模店舗や小規模店舗の収益の一部を使って新たに始めた小規模ビジネスでは、収益向上のため委員会も交えて工夫を重ねた結果、これまで就労の機会を得られなかったメンバーの約半数が収入を得られるまでになった。また、障がい児の家族や学校関係者で構成される自助団体においては、メンバーがボランティアとなって、地域に住む障がい児に対しグループ補習を始めた。</p> <p>(ウ) <u>学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり</u></p> <p>当会職員や委員会メンバーによる障がい児の家庭訪問や学校訪問、ならびに学校関係者や父兄を対象とした統合教育に関するワークショップにより、105名の障がい児が退学することなく通学を続けた。また、当会の教育専門職員による補習では、障がい児が学校の授業についていけるようになっただけでなく、グループ補習を通し、これまで外に出る機会の少なかった障がい児が他の障がい児と交流することで社会性を身に付け、障がい児が地域に出ていくことの重要性を家族が認識するきっかけともなった。さらに、学齢期を過ぎた障がい者が補習を通して識字能力を身に付け、就労の機会を得る契機ともなった。</p> <p>バリアフリー環境整備を行った学校では、障がい児の通学の負担が減ったほか、車椅子対応トイレがほとんどないこれらの地域において、学生や地域住民、また、同校を視察に訪れる政府関係者等への障がい啓発ともなっている。</p> <p>(エ) <u>啓発活動：地域における障がい者理解の促進</u></p> <p>地方行政担当者、各村の村長、学校関係者、障がい者の家族、ならびに地域住民を対象に実施したワークショップやイベントを通し、地域の関係者の障がいに対する理解がさらに深まった。ダラ地区、シュエピター地区で開催した国際障がい者の日イベントには計510名の障がい者や地域住民、地方行政担当者が参加し、参加者が障がい啓発を題材にした踊りや寸劇を披露する等、イベントを楽しみながら交流を深めた。また、職業訓練校の訓練生が卒業後、各々の地元において地域行政担当者や地域の障がい者、住民に対し当会が作成した啓発冊子を用いて、ミャンマー各地で障がい啓発を続けている。</p>
(4) 持続発展性	<p>職業訓練校では、職員の80%以上が障がい当事者であるという強みを活かしながら、障がいのある訓練生へよりよい指導ができるよう、各コースの教員自らが積極的に学び教授できる環境づくりに努める。また、社会福祉局の幹部を職業訓練校へ視察に招いたり、同局が主催するワークショップにおいて当会の取り組みについて発表する機会を得る等、同局との連携も強化してきており、引き続き同局からの支援を拡大しながら職業訓練校の運営・維持管理に取り組んでいく。さらに、2000年の開校以来1,200名を超える卒業生とのネットワークを活用して訓練生の就労支援体制を強化するとともに</p>

	<p>に、年間約 40 件、100 名を超える日本を含めた海外からの職業訓練校訪問者、また地元企業や地域住民からの支援拡大にも努める。</p> <p>地域活動においては、第 3 期事業終了後も委員会が中心となって自助団体の活動を統括していけるよう指導を続ける。また、本事業において当会が立ち上げた社会福祉局や障がい者支援団体との調整会合への委員会メンバーの積極的な参加を働きかけ、委員会メンバーが同会合で地域の情報を収集、共有し、障がい者の地域参加促進へ活用できるよう指導していく。また、地方行政担当者や学校関係者、地域住民を対象としたワークショップにおいて、委員会や自助団体メンバーが自らの経験や活動を共有する機会を設ける等して、地域の関係者との連携にも努めるよう促す。併せて、自助団体による小規模ビジネスの収益を向上させることで、活動に必要な資金調達力も高める。</p> <p>就学支援においては、第 3 期において障がい児の就学促進を重点的に行う就学促進委員会の設立を予定しており、同委員会が学校、障がい児の家族、また、ノンフォーマル教育機関と連携し、より多くの障がい児および学齢期を過ぎた障がい者が教育の機会を得られるような仕組みを作る。障がい児への補習に関しては、障がい児教育に関心の高い父兄や学校関係者、学校退職者を巻き込み、当会の教育専門職員が現在行う活動を引き継いでいけるよう指導する。</p> <p>本事業で設置した学校の車椅子対応トイレや、舗装工事を行った居住地の道路においては、学校 PTA や居住地の委員会が引き続き維持管理を行う。</p>
--	--

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	特になし。

完了報告書記載日：2014 年 5 月 30 日
 団体代表者名：
 特定非営利活動法人 難民を助ける会
 理事長 長（志邨）有紀枝 （印）

【添付書類】

- ① 事業内容、事業の効果に関する写真
- ② 日本 NGO 連携無償資金収支表（様式 4-a）
- ③ 日本 NGO 連携無償資金使用明細書（様式 4-b）
- ④ 外部監査報告書（提出予定日：2014 年 6 月 10 日）
- ⑤ ワークショップ、イベント詳細
- ⑥ 現地職員講習内容詳細